

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する
法律案に対する附帯決議（衆議院経済産業委員会、平成25年11
月20日）抄

四 公正取引委員会が行う審尋や任意の事情聴取等において、事業者側の十分な防御権の行使を可能とするため、諸外国の事例を参考にしつつ、代理人の立会いや供述調書の写しの交付等の実施について、我が国における刑事手続や他の行政手続との整合性を確保しつつ前向きに検討すること。